



Title	再審における科学的証拠：名張事件を素材に
Author(s)	水谷，規男
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 27-48
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/99469
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

再審における科学的証拠

——名張事件を素材に——

水 谷 規 男

はじめに

名張事件は、1961年3月に三重県名張市葛尾の公民館で、生活改善クラブ「三奈の会」の懇親会の席上、農薬が混入されたぶどう酒を飲んだ女性会員5人が死亡し、12人が傷害を負った事件である。この事件では、ぶどう酒瓶を会場の公民館に運んだ奥西勝さんが妻と愛人との三角関係を清算するために、女性用のぶどう酒に農薬ニッカリンTを混入したとの自白をして逮捕された。しかし奥西さんは、起訴直前に自白を撤回し、以後一貫して無実を訴えた。第一審の津地裁では、奥西さん以外にもぶどう酒に毒物を混入する機会があり、状況証拠だけでは奥西さんを犯人と断定することはできないうえ、自白も信用できないとして無罪となった⁽¹⁾。しかし控訴審の名古屋高裁の判決では、ぶどう酒が葛尾に届けられた時刻は1審判決が認定した事件当日の午後4時より前ではなく、5時過ぎであったから、奥西さんが公民館で一人になった約10分間にしか犯行の機会がないとして、逆転死刑となり、上告棄却により控訴審の死刑判決が確定した。

奥西さんを請求人とする再審請求は、2015年に奥西さんが亡くなるまでに9次を数えた。このうち、第7次請求については、結局は請求棄却で終結したものの、請求審で開始決定が出されてもいる⁽³⁾。死後再審となった第10次請求は、奥西さんの実妹が請求人となって2015年11月に申し立てられ、2017年12月8日に請求審決定（棄却）、2022年3月3日に異議審決定（棄却）という経過をたどって、2024年1月29日に特別抗告審決定（棄却⁽⁵⁾）があり、終結した。

ただし、この第10次請求の特別抗告審決定（以下「10次決定」とする）には、本件について再審を開始するべきであるとする宇賀裁判官の反対意見が付されている。法廷意見と宇賀反対意見を対比してみると、両者の結論を分けたのは、第10次請求の新証拠として提出された科学的証拠、とりわけ本件ぶどう酒に貼付されていた封緘紙に2種類の糊が付着していたとする鑑定書（以下「糊鑑定」と呼ぶ）の評価であり、その評価の違いがもたらした新証拠の明白性判断の姿勢の違いであることが分かる。

そこで本稿では、この10次決定を手掛かりに、裁判所が再審請求の段階で新証拠として提出された科学的証拠にどう向き合うべきかについて検討する。

一 10次決定の法廷意見と反対意見

名張事件の第10次再審請求においては、ぶどう酒の瓶口に装着されていた封緘紙に2種類の糊が付着しているとする糊鑑定によって、犯行場所が公民館であり奥西さんしか犯行の機会がないという確定判決の事実認定に合理的疑いが生じ、2種類の糊の付着は自白とも矛盾するとの主張がされた（法廷意見はこれに関連する証拠を「新証拠1」と呼ぶ）。さらに第10次請求では、従前の再審請求で明白性を否定されていた新証拠を補強する証拠による主張もされた。具体的には、ペーパークロマトグラフ検査の結果、本件で使用された毒物は奥西さんが自白において使用したとされるニッカリンTではなく、製法の異なる別のTEPP剤であることが明らかになったとする毒物の特定に関する主張（同「新証拠2」）、本件ぶどう酒の内蓋である4つ足替栓上の傷痕は歯による開栓では生じないとする主張（同「新証拠3」）、自白について心理学的鑑定を行った結果、自白の任意性や信用性に疑問が生じるとの主張（同「新証拠4」）⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾に関して多岐にわたる新証拠が提出されていた。

このうち、「新証拠1」、「新証拠2」、「新証拠3」は、いずれも自然科学的な手法で対象を分析して結論を導いた鑑定である。これらの鑑定は、旧証拠中の物的証拠の証明力を減殺する可能性があり、ひいては自白の信用性に影響を与える可能性があった。「新証拠4」も心理学の観点からの専門家による実験

や分析の結果、自白の任意性、信用性に疑いが提起されたものである。

「新証拠1」については、フーリエ変換赤外分光光度計を使用し、全反射を利用して検体表面の赤外吸収スペクトルを測定する方法（ATR法）を用いて検査した結果、本件ぶどう酒に装着されていた封緘紙の裏面に製造過程で塗布されていたCMC糊だけでなく、家庭用洗濯糊の成分であるPVA糊が付着していた、と結論付けたS鑑定の評価が争われた。このS鑑定は、裁判所に保管されていた封緘紙の測定結果と実際にCMC糊、CMC糊とPVA糊を塗布した紙片の測定結果を対比することで、本件封緘紙には、CMC糊の測定スペクトルには現れないピークが存在し、そのピークがPVA糊に由来するものであると結論付けていた。

第10次請求の異議審決定（以下「原決定」）は、S鑑定について、鑑定人の説明が「原審及び当審で提出された新証拠を併せて検討しても、専門的知見に基づく科学的根拠を有する合理的なものということができない」と指摘したうえで、「封緘紙にCMC糊に加えてPVA糊が付着していることが明らかであるということができないのは勿論、そうした蓋然性も認めることができない」と評価していた。⁽⁹⁾ S鑑定の説明が理解できないといっているに等しいこの判断に際して異議審裁判所は、請求人側が求めた鑑定人の尋問すら実施しなかった。鑑定をした専門家に疑問点を確かめることもせずに、鑑定の科学的根拠を疑うことは、科学に対する冒涇ですらある。最高裁に求められたのは、このような鑑定に対する評価姿勢そのものであった。

① 法廷意見の鑑定の評価

10次決定の法廷意見は、S鑑定に関してまず、測定対象となる物質が特定されていない前提下でのATR法には限界があるとして、次のように指摘する。

「検体を構成する物質が不特定かつ複数である場合には、ATR法による測定スペクトルにおける1つのピークが単一の物質に由来するのか複数の物質に由来するのか、あるいは、複数のピークが同一の物質に由来するのか別個の物質に由来するのかといったことは、そのスペクトル自体から当然に明らかになるものではない。」また、封緘紙の採取、保管の過程において何らかの物質が付着した可能性があるから、「本件封緘紙にそもそもいかなる物質が付着してい

るか分からないということを前提として判断すべき」である。したがって、「ATR 法による鑑定により本件封緘紙に付着した物質を特定し、本件封緘紙が本件ぶどう酒への毒物混入後再度糊付けされた可能性を示そうとすること自体、相当に困難である」。要は、S 鑑定は ATR 法によって本件封緘紙に CMC 糊の他に PVA 糊が付着していたことを示したとはいえず、別の物質が類似するスペクトルを示した可能性がある、というのである。

原決定は、S 鑑定が① $1733\text{cm}^{-1(10)}$ 付近、②1259 付近から1244 付近、③1088 付近の3か所のピークについて PVA 糊の存在を指摘したことについて、ピークの形状が異なることやピークが存在するか否かについて十分な説明をしていないとして、「専門的知見に基づく科学的根拠を有する合理的なものであるということができない」としていた。法廷意見は、この原決定の判断は相当として是認することができるとしたうえで、さらに第10次請求の特別抗告審段階で提出されたS 鑑定を補強する H 意見書については、S 鑑定と同様の疑問が妥当し、S 鑑定とは異なる手法で本件封緘紙に PVA 糊が付着していると結論付けた T 鑑定書についても、紙に付着している物質をあらかじめ特定しているなどと疑問を呈示する。そして、「新証拠1 は、本件ぶどう酒が公民館の囲炉裏の間に持ち込まれる前に、何者かが本件封緘紙を破って本件ぶどう酒に毒物を混入し、その後再度本件封緘紙を糊付けしたという可能性を示すような証拠価値を有するものではな⁽¹¹⁾」いと結論付け、本件ぶどう酒の到着時刻については検討する必要もないとして、旧証拠等との総合評価に入ることなく新証拠の明白性を否定した。

新証拠の証拠価値（旧証拠の証明力を減殺する効果）を否定し、総合評価に入らないという姿勢は、新証拠2、新証拠3、新証拠4についても同様である。

新証拠2 は、本件ぶどう酒の飲み残し（事件検体）からはトリエチルピロホスフェート（TriEPP）が検出されず、本件ぶどう酒と同種のぶどう酒にニッカリン T を加えた検体（対照検体）からはそれが検出されていたことから、本件毒物はニッカリン T ではないと主張されたものである。第10次請求では第7次請求における主張を補強するために、実際に再現したぶどう酒と農薬を用いたペーパークロマトグラフ検査が行われた。法廷意見は、ニッカリン T

に含まれていた TriEPP が事件検体では加水分解の影響で検出されず、対照検体では完全には加水分解されずに一部残存したとの原決定の説明には科学的合理性があるとしたうえで、「実施された各ペーパークロマトグラフ試験は、当時の三重県衛生研究所において実施されたペーパークロマトグラフ試験と結果に影響を及ぼし得る条件を一致させた上でこれを再現したものとはいえない」、などと指摘し、原決定が新証拠2について、奥西さんが所持していたニッカリン T を本件ぶどう酒に混入したとする自白の信用性に影響を及ぼすものではないとしたことは不合理ではない、という⁽¹³⁾。

新証拠3については、本件替栓上の傷痕が奥西さんの歯牙によって生じたものといえないことは、第5次請求の特別抗告審決定でも前提とされていたのであるから、新証拠3が刑法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないことは明らかであるという⁽¹⁴⁾。

新証拠4については、その判断はさらに形式的なものとなっている。心理学鑑定によって提起された疑問に対して、「事件本人は、身柄が拘束される前に、捜査機関が既に入手していた資料から搜索できるとは考えられないような具体的な自白をしており、その内容も、客観的状況と矛盾なく符合していると認められ」る、というだけで、新証拠に対する評価を全く示していないのである⁽¹⁵⁾。そこには供述に関する心理学の観点からの専門家の見解に耳を傾けようとする姿勢は全く窺えない。

そして結局、法廷意見は、各新証拠は確定判決の基礎となった旧証拠の証明力を減殺する意味を持たないから、明白性は認められず、再審請求を棄却した原決定、原々決定は正当であるとしたのである。

②宇賀反対意見の鑑定の評価

10次決定の宇賀反対意見は、S 鑑定が本件封緘紙の裏面に PVA 糊が付着している可能性があるとしたことには高い信用性が認められ、「PVA 糊の付着は、犯人が本件封緘紙を破って本件ぶどう酒を開栓し農薬を混入した後、PVA 糊を用いて本件封緘紙を再度貼り直して閉栓した可能性を浮上させる事実である」とした、その説明は、法廷意見とは相当に異なっている。

宇賀反対意見は、まず鑑定の手法（ATR 法）が物質の判別に関する標準的

な測定方法で、実際の測定も裁判所で裁判官や裁判所書記官が立ち会い、機器の販売代理店の社員が補助者として立ち会って行われているから、鑑定手法に問題はな⁽¹⁶⁾いと指摘する。また、実験の前提についても、対照資料に使用された紙が本件封緘紙と同質のものであること、当時封緘紙の糊付けにCMC糊が使用されていたことは疑いのない前提としてよいと指摘する。宇賀反対意見は、これらの点を押さえたうえで、本件封緘紙の測定結果に関し、次のように指摘する。⁽¹⁷⁾

④1594付近～1589付近にピークが現れているが、CMCがこの付近にピークを示すことに争いはなく、このピークはCMCによるものと推認できる。

⑤1733付近～1714付近のピークはカルボニル基の存在を示すものであり、このカルボニル基はPVAには存在するが、紙やCMCには存在しない。対照資料として、PVA製品であるゴーセノールを紙に塗布して測定したところ、やはり1733～1714付近にピークが認められたことから、本件封緘紙にPVA糊が別途塗布されていた可能性が高い。本件封緘紙自体や印刷に用いたインクにPVAが含まれて可能性や、宴会で供された飲食物等が付着してそこにPVAが含まれていた可能性も現実的に考えられない。④、⑤の実験結果は、「本件封緘紙には封緘時に用いられたCMC糊の他に、PVA糊が別途塗布された可能性が極めて高いことを示している」と考えるのが合理的である」。

さらに、宇賀反対意見は、第10次請求の特別抗告審の段階で提出されたT鑑定書にも言及し、T鑑定書は重回帰分析を用いてS鑑定の鑑定結果を検証したものであり、T鑑定書もS鑑定の結論を補強していると指摘している。

宇賀反対意見は、法廷意見がS鑑定に向けた批判については次のように反論する。「紙にゴーセノールを塗布した場合には、1733付近と1714付近に独立した2つのピークが観測されるはずであるのに、本件封緘紙の測定結果における1733付近から1714付近のピークは独立した2つのピークでなく幅広いショルダー状であることをもって、この結果が本件封緘紙の裏面にPVAが付着していることの証明にはならない」との批判は、塗布量によっては2つのピークに分かれて観測されないことがあるという指摘や、2つのピークの窪みは非常に浅いので、吸収の強度が強くない場合には2つのピークに分かれて観測されなくなることがあるとの指摘があるので、十分な批判になっていない。1733付近

から1714付近にピークを示すカルボニル基の炭素—酸素二重結合を CMC は有していないのであるから、現にここにピークが観察されている以上、その原因はカルボニル基を有する PVA の付着であると考えるのが最も合理的である。

「PVA 以外の何らかの物質がこのピークを形成する可能性があるという指摘は、一般論としてはそのとおり」だとしても、「糊以外の物質の付着が想定し難い状況の下における抽象的可能性の指摘」に過ぎない。他の物質の特定を事件本人側に求めるのは、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に反する。また、S 教授は、PVA が付着していると判断した根拠を説明しており、その説明は理解できるものである。

以上から宇賀反対意見は、本件封緘紙の裏面に PVA 糊が付着している可能性があるとする S 鑑定には高い信用性が認められ、PVA 糊の付着は、犯人が本件封緘紙を破って本件ぶどう酒を開栓し農薬を混入した後、PVA 糊を用いて本件封緘紙を再度貼り直して閉栓した可能性を浮上させる事実である、と指摘して、新旧証拠の総合評価に入っている⁽¹⁹⁾。

③宇賀反対意見の総合評価

宇賀反対意見の総合評価は、犯行の場所と機会の問題と、自白の信用性について行われている。本件確定判決では、公民館の囲炉裏の間付近から本件封緘紙、本件替栓、耳付冠頭が発見されたことから囲炉裏の間が犯行場所であり、犯行機会があったのは、公民館で約10分間一人になった奥西さんだけであると認定されていた。そこで宇賀反対意見は、まず犯行の場所と機会の問題について、次のように指摘する。

S 鑑定を踏まえると、犯人が別の場所で本件ぶどう酒に農薬を混入し、本件封緘紙を再度貼り直して閉栓した可能性が生じる。第10次請求で提出された新証拠によると、事件から数日後という早期の段階において本件ぶどう酒の瓶口に封緘紙が巻いてあったと思うと述べる者が3人いたという事実がある⁽²⁰⁾。開栓直前に封緘紙が巻かれた状態であったことは、貼り直しの可能性を裏付ける。このような観点から旧証拠を検討すれば、奥西さんにのみ犯行の機会があったとは断定できなくなり、奥西さんの犯人性に合理的な疑いが生じる。

S 鑑定によって、犯行場所が公民館の囲炉裏の間と特定できなくなったので

あれば、本件ぶどう酒がいつ葛尾に到着したかについて、あらためて検討する必要がある。確定判決は、本件ぶどう酒が葛生の三奈の会会長宅に到着した時刻を事件当日の午後5時過ぎ頃であるとする。その後まもなく奥西さんが本件ぶどう酒を公民館に運んでいるので、本件ぶどう酒が三奈の会会長宅に置かれている間に何者かが農薬を混入する時間的余裕は乏しかったことになる。しかし、ぶどう酒到着時刻に関する証拠は、関係者の供述であって物証はない。そしてこの点に関する供述は、ある時点を境にして大きく変遷している。変遷前の各供述では、ぶどう酒の到着時刻は午後4時よりかなり前ということになるのに対して、変更後の供述では午後5時過ぎ到着に符合するものになっている⁽²¹⁾。確定判決は、具体的な根拠を示さずに、変遷後の供述が真実であると認定しているが、事件後間もない関係者の一致した供述が、相当期間経過後に一斉に変遷するのは、経験則に照らしても疑問である。確定判決の到着時刻の認定は、元々脆弱な証拠に支えられていたものに過ぎない。

本件封緘紙の発見状況から犯行場所は公民館の囲炉裏の間であったとする推論自体が揺らいだことも併せ考えれば、ぶどう酒の到着時刻は午後4時より前であり、会長宅で犯人が本件ぶどう酒に農薬を混入した可能性が否定できなくなる。犯行が可能なのが奥西さんただ一人であると認定するには、合理的疑いが生じる。

旧証拠中の自白の信用性については、宇賀反対意見は次のように指摘する。S鑑定によれば、本件封緘紙は犯人が本件ぶどう酒に農薬を混入した後、再度貼り直された可能性が高い。本件封緘紙の貼り直しについて何ら述べていない奥西さんの自白の信用性は、それだけでも揺らぐことになる。もともと奥西さんの自白には次のような疑問が存在した。ア 自白ではニッカリンTの瓶は名張川に捨てたとされていたが、10日間に及ぶ徹底した捜索にもかかわらず発見されていない。弁護人の実施した実験によれば、自白と同様の条件では瓶は沈むというのであるから、自白内容に従って瓶が発見されなかったのは不自然である。イ 自白によれば、本件耳付冠頭は公民館の囲炉裏の間にあったはずであるが、耳付冠頭の発見場所は自白の内容と整合しない。ウ 自白ではニッカリンTを入れた竹筒を囲炉裏で焼却したというが、それらしい物が発見され

ていない。ニッカリン T を燃やしても残存するという燐は囲炉裏の灰からも別の場所に移された燃え殻からも発見されていない。さらに、奥西さんが当時着用していたジャンパーからも燐は検出されていない。奥西さんが竹筒に入れたニッカリン T を携行し、犯行に使用した後、その竹筒を公民館の囲炉裏の間で燃やして処分したとすれば、燐が検出されてしかるべきであり、自白が真実であれば当然存在すべき裏付けを欠いている。エ 確定第一審で行われた自白内容に沿って夜間に竹筒に水を入れる実験では、暗くて水が溢れ出してしまい、適切な注入は困難であった。自白の再現性には問題がある。オ 自白では、前日から犯行を計画し、夜間自宅でニッカリン T を竹筒に入れたというが、宴会でぶどう酒が出されることが最終的に決まったのは事件当日であり、不自然である。自白では、ぶどう酒が出なくても酒に砂糖を入れて女性会員に提供すると思ったとされるが、そのような計画が決められていたわけでもなく、そのような先例もない。先例もないことを行うのであれば、会員全体で協議することになると思われるので、人に気付かれずに竹筒に入れた毒物を混入する計画は、現実性に乏しい。奥西さんが公民館に本件ぶどう酒を運ぶことになったのも、当日に会長の妻から依頼されたからであり、そのような展開は奥西さんが予見できたとは考えられない。公民館の囲炉裏の間で一人になることも予期していなかったと考えられる。自白では、極めてあやふやな予測ないし期待のもとに犯行を決意し準備したことになり、理解に苦しむ。カ 奥西さんは、自白で事件前夜に知人が風呂を借りに来たことについて、その前日の出来事と勘違いしていたというが、奥西さんが真犯人であれば、犯行を決意して準備しようとしていた折に他人が来訪したことは鮮明に記憶しているはずである。さらに家族や知人がいる中で自白のような準備ができたかも疑問である。キ 事件当日、宴会の前にもぶどう酒について「赤かな、白かな」と奥西さんに尋ね、奥西さんがぶどう酒の包装紙を下げて見せてくれたので白ぶどう酒と分かったとする女性会員の供述がある。奥西さんが自白どおりにニッカリン T を本件ぶどう酒に混入していたのであれば、ニッカリン T は赤色に着色されていたのであるから、⁽²³⁾ぶどう酒の変色や瓶口に封緘紙や耳付冠頭がないことに気付かれることを懸念するはずである。このような無警戒な振る舞いは、犯行の露見を

恐れるはずの犯人の行動としては不自然である。

さらに、第10次請求の異議審において提出された新証拠によれば、本件ぶどう酒について石油臭がしたと述べている者が少なくとも6名いる。ニッカリン T には強い臭気はなく、別の有機燐テップ剤である三共テップは、製品中に残存するベンゼンによって石油臭を感じさせる可能性があるというのであるから、ここからもニッカリン T を犯行に用いたという自白の信用性には疑問が生じる。

奥西さんに対する取調べにおいて物理的な暴力が行使されたことはない認められるものの、取調べが極めて長時間に及ぶなど常人であれば大変な心理的圧迫を受ける状況下での自白であったことがうかがわれる。逮捕前の自白であるから真実であるなどと即断するべきではない。

S 鑑定により、本件封緘紙を貼り直した可能性が生じ、それが自白内容と齟齬することや、自白どおりにニッカリン T が使用されたとすると、本件ぶどう酒から石油臭がしたと複数の者が述べていることと整合しないことを踏まえ、もともとその信用性には疑問を差し挟むべき点が多かった奥西さんの自白についてその証明力を再評価すれば、自白の信用性には多大な疑問が生じている。

以上から宇賀反対意見は、糊鑑定を踏まえて新旧全証拠を総合すれば、犯行の機会に関する状況証拠から奥西さんが本件犯行を犯したと認めるには合理的疑いが生じ、自白の信用性にも多大な疑問が生じるのであり、確定判決の有罪認定には合理的疑いが生じるというべきであるから、本件再審請求を棄却すべきものとした原々決定及び原決定は、いずれも取消しを免れず、再審を開始すべきである、と結論付けたのである。

二 名張事件における科学的証拠

名張事件の再審請求においては、請求が重ねられる中で多くの科学的証拠が新証拠として提出されてきた。弁護団が結成されて本格的な救済への取組が始められた第5次請求では、ぶどう酒の4つ足替栓上の傷痕について、奥西さんの歯によって生じたものではないとする鑑定等が、第7次請求では4つ足替栓

について表面の条痕ではなく、足の折れ曲がりに着目して、極端な足の折れ曲がりは、歯によって形成されたものでないとする鑑定や、本件で使用された毒物は奥西さんが使用したと自白したニッカリン T ではなく、製法の異なる別のテップ剤である可能性が高いことを示す鑑定が提出された。そして第10次請求では、上に見たように、主要な新証拠として糊鑑定が提出されている。今までのところ、これらの科学的鑑定は、第7次請求の請求審決定と10次決定の宇賀反対意見を除いて、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」には当たらないと評価されてしまっている。

しかし、いくつもの科学的証拠が新証拠として提出されたことによって、名張事件の確定判決の事実認定には多くの疑問が生じている。科学的証拠によって提起された疑問に対して裁判所はどのように向き合ってきたのか。それを振り返っておきたい。

①歯痕鑑定

第5次請求の主要な新証拠であった4つ足替栓上の条痕に関する鑑定では、旧鑑定が奥西さんの歯によって印象されたものとしていた条痕⁽²⁴⁾について、その三次元形状が大きく異なっており、同一の歯によって印象されたものとは言えないとされた。第5次請求の各決定は、この新歯痕鑑定について、旧鑑定の証明力を減殺する意味を持ち、本件4つ足替栓上の条痕が奥西さんの歯によって印象されたものとはいえないことを認めた。しかし、その減殺効は、奥西さんの歯型とは言えないという限度に留まり、新鑑定も4つ足替栓上の条痕が人の歯によって印象されたことを否定しているわけではないから、自白との矛盾は生じず、歯で噛んで開栓したという自白の信用性を揺るがせるものではないとされたのである。そして、自白の信用性を支える事情として第5次請求の特別抗告審決定は「身柄が拘束される前に、捜査機関が既に入手していた資料から検索できるとは考えられないような具体的な自白をしており、その内容も、客観的状况と矛盾なく符合している」ことを挙げている⁽²⁵⁾。

第5次請求の特別抗告審決定は、歯痕鑑定による旧証拠中の歯痕鑑定の証明力が減殺されることを認めながら、総合評価によって、ぶどう酒瓶の封緘紙に2度貼り直した形跡がない以上、犯行場所は公民館の囲炉裏の間であり、犯行

機会は奥西さんにしかなく、自白の信用性も認められるとして歯痕鑑定等の明白性を否定した。この総合評価は、旧証拠の不利益再評価として批判された。⁽²⁶⁾

しかし、最高裁が本件ぶどう酒に2度開栓した形跡がない、というそれまでは指摘されてこなかった理由を挙げて、犯行機会は奥西さんにしかなかったとの判断を示したため、この論理を乗り越えない限り、再審請求で裁判官を説得することはできないと考えられた。そのため、以後の再審請求では、犯行の場所と機会に関する新証拠を獲得することに力が注がれることになった。⁽²⁷⁾

②毒物鑑定

毒物鑑定は、痕跡を残さずにぶどう酒を開栓して再び閉栓することが可能であることを示す実験結果や、歯による開栓では本件替栓の足の折れ曲がりが生じないことを明らかにした金属工学の専門家の鑑定などとともに第7次請求で提出されたものである。

この毒物鑑定は、事件当時に三重衛生研究所によって行われたペーパークロマトグラフ検査において、本件ぶどう酒の飲み残しと同種のぶどう酒にニッカリンTを混ぜた資料とでは発現したスポットが異なることに着目して、ニッカリンTとは製法が異なり、副生成物も異なるTEPP剤も入手して比較分析したものである。この毒物鑑定では、化学の専門家が本件ぶどう酒に混入された毒物はニッカリンTとは異なる製法で製造された三共テップ等である可能性が高いと結論付けていた。

第7次請求の請求審決定では、この毒物鑑定は、「これだけでも有罪認定について合理的疑いを生じさせているとも評し得る重要性を持つとも考えられるが、その重要性に鑑みて薬物の特定に関して総合評価を行い、さらにそれが他の証拠関係にどのような影響を与えるかについて検討する必要性を生じさせたと指摘したほどの意味を持っていた。そして第7次請求の請求審決定は、総合評価によって奥西さんが犯人であるとの確定判決の認定には合理的疑いが生じるとして、再審開始を認めた。⁽²⁸⁾ところがこれに対する検察官の異議申立に対して、異議審決定（平成18年12月26日）は毒物鑑定の証拠価値を限定的に解して、本件ぶどう酒に混入された毒物はニッカリンTであったが、その副生成物がペーパークロマトグラフ検査には現れなかった可能性があるとして、再審開始⁽²⁹⁾

決定を取り消したのである。第7次請求の第1次特別抗告審決定は、この毒物鑑定に関する異議審決定の判断が「科学的知見に基づき検討したとはいえず、推論過程に誤りがある疑いがある。」として差戻しの判断をした⁽³⁰⁾。しかし結局、差戻し異議審決定（平成24年5月25日）も、その後の第2次特別抗告審決定も本件毒物に含まれていた成分が当時の三重衛生研究所のペーパークロマトグラフ検査では加水分解等の影響で検出されなかっただけであるとして、請求棄却の結論を維持した。

新証拠によって、確定判決が有罪認定の根拠とした事実について、異なる事実が存在する可能性が生じた場合、その可能性が否定できない限りは、確定判決の事実認定に対する疑いは解消できない。ところが棄却決定の論理は、異なる事実が存在する可能性があっても、確定判決の認定通りの事実がなかったことにはならないというものに他ならない。差戻し異議審決定や第2次特別抗告審決定が指摘した加水分解によって成分が消失した可能性も、そのような仮説が成り立つということに過ぎない。それゆえ、この第7次請求の棄却の論理を乗り越えるため、第10次請求では実際にペーパークロマトグラフ検査を行って、本件毒物がニッカリン T ではなかったことを実証する試みがなされたのである。

しかしながら10次決定の法廷意見でも、新証拠とされた新たなペーパークロマトグラフ検査は、三重衛生研究所が実施した当時のペーパークロマトグラフ検査と条件を一致させて再現したものではない、という理由で証拠価値が否定されている⁽³³⁾。10次決定の宇賀反対意見は、ペーパークロマトグラフ検査については言及していない。しかし、10次請求の異議審で提出された調書から、本件ぶどう酒から石油臭がしたと述べる者が少なくとも6人いたこと、この事実と符合するのは製品中に残存するベンゼンによって石油臭を感じさせる可能性がある三共テップであることを指摘して、ニッカリン T を犯行に用いたという自白の信用性に疑問が生じると指摘している。

③糊鑑定

糊鑑定も、第5次請求の特別抗告審決定が本件封緘紙に2度貼り直した形跡がないとしたことに対して反証を試みた証拠である。製造時に塗布された糊と

別の種類の糊が本件封緘紙に付着していたとすれば、封緘紙は一度瓶から剥がされ、別の糊で再度瓶に巻かれたことになるからである。これは、封緘紙の発見場所が公民館の囲炉裏の間であり、封緘紙に貼り直しの形跡がないから犯行場所は公民館の囲炉裏の間であると指摘した第5次請求特別抗告審決定の判断を覆す意味を持つことになる。

問題になったS鑑定の証拠価値について、10次決定の法廷意見と反対意見を分けたものは、別の糊が付着していることを新証拠自体が証明するものでなければならないかどうかである。10次決定の法廷意見と宇賀反対意見を見比べると、S鑑定のどこに着目するかについて違いがある。法廷意見は、本件封緘紙からCMCには含まれていない物質のピークが検出されていることについては、それが何に由来するかは分からない、という前提で論じ、S鑑定が本件封緘紙にPVAが付着しているとした基準について十分な説明をしていないとして証拠価値を否定した。これに対して宇賀反対意見は、CMCには含まれていないカルボニル基を示すピークが現れているとして、このピークがPVAを示していると指摘した。全く同じデータを見ながら、法廷意見はS鑑定に本件封緘紙の測定データから確実にPVAが付着していることの説明を求め、宇賀反対意見はCMCには含まれていないカルボニル基の存在を示すデータで十分である、と考えているのである。そこで次に、再審請求において提出された科学的証拠に対する判断のあり方として、いずれの判断の仕方が適切なのかについて検討する。

三 科学的証拠によって提起された確定判決への疑いに向き合うべきか

自然科学は、「実験・観察・数理に支えられて、対象の記述・説明、さらには事実間の一般法則を見だし実証⁽³⁴⁾しようとする経験科学」だと説明される。裁判に自然科学の手法が用いられるのは、鑑定においてである。自然科学の手法を用いた鑑定は、当該分野の専門的知識と鑑定手法に関する経験を有する専門家によって行われる。証拠物について、その成分を明らかにする場合には、その成分の検出を可能にする分析手法を用いて鑑定（実験や観察）が行われ、

その分野の専門家によって分析結果が適切に説明されることが必要になる。

これに対して、再審請求や公判の手続を担当する裁判官は、法律の専門家であって、自然科学に関する知識と経験を有しているわけではない。裁判所にはまず一般論として、通常審であろうと再審請求段階であろうと、専門家の知見を尊重した判断が求められるというべきである。証拠の証明力評価が裁判官の自由心証に委ねられているからといって、自然科学の観点から見て不合理な判断がなされてよいわけではない。

ところで、刑訴法435条6号の再審事由は、無罪を言い渡すべき「明らかな証拠」を「新たに発見した」ことである。この要件の解釈について、最高裁の白鳥決定、財田川決定は、新証拠が確定判決をした裁判所の審理中に提出されていたとすれば、果たして確定判決の事実認定に到達したか、という観点から当該新証拠と他の全証拠とを総合的に評価すべきこと、そして再審開始には確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じれば足り、その判断に際しては、「疑わしいときは被告人の利益に」⁽³⁵⁾という刑事裁判の鉄則が妥当するとの解釈を示した。新証拠が科学的証拠である場合でもそれは同じであり、再審開始のために鑑定に求められるのは、その鑑定自体によって元被告人が無実であることを明らかにすることではない。鑑定によって明らかにされた事実によって、あるいは鑑定が別の事実が存在する蓋然性が高いことを示したことによって、その波及効果として、確定判決の事実認定に対して合理的疑いが生じればよいのである。

もちろん、鑑定それ自体によって被告人が犯人である可能性が否定される場合もあり得る。犯人のDNA型が元被告人のDNA型とは異なることが明らかになった場合などである。しかし、一般的には、再審請求の際の新証拠としての科学的証拠が明らかにするのは、確定判決が認定した事実と異なる事実が存在する可能性に過ぎない。問題は、その可能性に対して裁判官がどのような姿勢で証拠評価を行うか、にある。

科学的な証拠について証拠能力を認めるための一般的要件は、次のように解されている。まず、実験等の実施者が必要な技術と経験を有する適格者であることが必要である。器具等を使用した場合には、その器具の性能、動作が正確

であることも必要とされる。しかし、それ以上の条件は設定されていない。判例は、MCT118型 DNA 鑑定について証拠能力を認めるための要件として、「その科学的原理が理論的正確性を有し、具体的な実施の方法も、その技術⁽³⁶⁾を習得した者により、科学的に信頼される方法で行われた」ことを挙げた。日本の裁判所は、科学的証拠について、証拠能力は比較的緩やかに認めたいようで、その証明力判断において鑑定等の証拠価値を判断することとしているのである。再審請求の新証拠に対して、鑑定の科学性を認めるためにこれ以上の条件を設定するのは、鑑定に関して二重基準を設けるものだといわざるを得ない。

名張事件では、第7次請求においても、請求審の開始決定とそれを覆した異議審決定（差戻し異議審決定を含む）の結論を分けたものは、毒物鑑定への向き合い方であった。第7次請求の請求審決定は、ニッカリン T のスポットと飲み残し葡萄酒の検体のスポットに違いがあることから、ニッカリン T とは製法が異なる TEPP 剤が本件毒物であった疑いがあると指摘した。これに対して7次請求の異議審決定は、本件毒物はニッカリン T であったが、ペーパークロマトグラフ検査にはそれが反映されなかった可能性があると考えたのである。しかし、異議審決定が言うのは単なる可能性でしかない。別の可能性があるというだけでは、新証拠が提起した確定判決の認定に対する疑いは払拭することができないはずである。第7次請求の第1次特別抗告審決定が「科学的知見に基づき検討したとはいえず、推論過程に誤りがある可能性がある。」と指摘したのは、まさにこの点の異議審決定の判断である。

ところが名張事件においては、第7次請求の差戻し後の各決定でも、第10次請求でも、科学の専門家ではない裁判官が、実証的なデータ自体は否定しがたいにもかかわらず、鑑定の結論を易々と否定してしまったのである。しかも、第7次請求の差戻し後の各決定（差戻し異議審決定、第2次特別抗告審決定）が示したのは加水分解によって成分が消失するという仮説に過ぎなかった。宇賀反対意見を除く糊鑑定に関する第10次請求の各決定の判断においては、データの説明が十分でないというに留まり、別の糊が付着していた可能性がないことを説明し得る仮説すら示していない。仮説は、自然科学的には実証的に証明されない限り、正しいとはいえない。実証的根拠を示すことなく示された可能性

では、新証拠である鑑定が提起した確定判決に対する疑いは払拭できないというべきである。

再審請求手続のテーマは、「確定判決の事実認定に合理的疑いが生じるか否か」であって、請求人が確定判決の誤りを証明したかどうかではない。そうである以上、新証拠である鑑定に求められる証明のレベルは、論理的に確定判決に対する疑いをいだかせるに足りる事実が存在する蓋然性である。確定判決通りの事実認定が維持できる可能性がある、というだけでは、新証拠によって提起された疑いを否定したことにはならない。裁判官が再審請求について判断する際に、確定判決にとって「不都合な真実」から目を背けることは許されないのである。

このように考えてくると、宇賀反対意見こそが、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審請求にも妥当するとした白鳥、財田川決定の明白性判断を正当に継承するものであるといえる。そして、この反対意見の存在は、名張事件が救済までと一歩のところに来ていることを示すものである⁽³⁷⁾。

四 おわりに

再審請求の段階における証拠の明白性判断について、判例はいわゆる2段階説に立っているとされる⁽³⁸⁾。最近の裁判例は、棄却決定の場合も開始決定の場合も、ほぼこの2段階説に立っていると理解することができる。第10次請求の請求審、異議審決定や10次決定の法廷意見も、2段階説の第1段階の検討で終わっている。しかし2段階説は、新証拠が関連する旧証拠の証明力を減殺する効果を持たない場合には、総合評価に入ることなく、新証拠に明白性が認められないとして、再審請求を棄却することを認める。この第1段階の新証拠の証明力評価は、孤立評価に陥りやすく、旧証拠の脆弱性を直視せずに、旧証拠に対する確定判決の評価を正当化してしまう危険を内包する。

2段階説は、旧証拠の証明力に影響を与えない新証拠の明白性を直ちに否定することで、濫請求を避け、再審請求の審理を合理化するという意味を持つか

もしれない。しかし、財田川決定が示唆するように、新証拠には証明力がほとんど認められないときであっても、再評価によって旧証拠の脆弱性が明らかになった場合には、新旧全証拠の総合評価によって確定判決の事実認定に合理的疑いが生じることはあり得る。財田川事件の場合には、新証拠は、請求人が作成したとされる手記についての筆跡鑑定だけであった。しかし、旧証拠中の自白については種々の疑問点があると指摘されていた。そこで財田川決定は、自白に「たやすく強盗殺人の事実を認定するにつき妨げとなるような疑点がある」とすれば、新証拠である鑑定を既存の全証拠と総合的に評価するときは、確定判決の証拠判断の当否に影響を及ぼすことは明らかであるとして差戻しの結論をとった。財田川決定は、確定判決の有罪認定が正しいとの前提に立っていないし、新証拠は旧証拠を再評価する際の出発点ないし契機になっているだけである。

また、財田川決定は、白鳥決定を引用して「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審請求にも妥当するとしうえて、その具体的判断においては「確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもつて足りる」と判示している。

しかし２段階説は、新証拠が関連する旧証拠の証明力を減殺しないということをもって、総合評価に入ることなく明白性を否定することを認めるため、総合評価によって合理的疑いを析出する可能性を封じる機能を持つことになる。名張事件においても、毒物鑑定や糊鑑定の証拠価値を否定した各決定は、単に科学的知見を軽視しているというだけではなく、総合評価に入ることを避けんがために、ことさらに科学的証拠の証明力を低く評価しているのではないか、という疑念がぬぐえない。

再審による無事の救済のためには、確定有罪判決を支えた旧証拠の脆弱性や有罪の論理の不合理性を直視することが必要である。名張事件について筆者は、確定審の一審無罪判決と控訴審の死刑判決（確定判決）を比較検討しただけでも冤罪であるといえる、と指摘したことがある。⁽³⁹⁾ また、名張事件を自白に科学

の目でいどむものだと評したこともある⁽⁴⁰⁾。10次決定の宇賀反対意見が詳細に指摘している奥西さんの自白の不自然性、不合理性は、すでに1審無罪判決が指摘していたものであった。第10次請求は請求棄却で終結したとはいえ、糊鑑定を得たこと、たった一人の反対意見とはいえ、宇賀裁判官の「再審を開始すべきである。」という評価を得たことが救済につながる一里塚であることは確かである。名張事件弁護団は、本稿の脱稿時点において、第11次請求に向けた新証拠の準備を重ねている。第10次請求までの弁護団の活動の成果を踏まえ、新証拠を整えて新たな再審請求が行われ、一日でも早く奥西さんの名誉回復が図られることを望む。

現在、再審法改正が現実の立法課題となっており、日弁連も再審法改正のための具体的な提案を行っている⁽⁴¹⁾。そこでの改正のポイントは、①白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審事由の拡大、②再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備、③再審における証拠開示制度の整備、④再審請求手続における検察官の役割の確認と再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止、⑤刑の執行停止に関する規定の整備の5点である。この5点のすべてについて現行規定が改められていたならば、名張事件は、第5次請求の段階で救済が実現していた可能性がある。名張事件以外にも、再審請求中の事件は少ない。個別事件の救済だけでなく、制度そのものの見直しが急務であることを最後に指摘しておきたい。

(2024年9月17日脱稿)

- (1) 津地判昭和39年12月23日判時401号6頁。
- (2) 名古屋高判昭和44年9月10日判時576号22頁。
- (3) この第7次請求の請求審決定の意義については、阪大法学誌上でも検討した(拙稿「名張事件再審開始決定について」阪大法学55巻2号(2005年)59頁)。
- (4) 名古屋高決令和4年3月3日判時2550号84頁。
- (5) 最決令和6年1月29日裁判所時報1832号3頁。なお、この決定では、法廷意見、反対意見ともに奥西さんを「事件本人」と呼んでいる。本稿では故人であることにも鑑みて「奥西さん」としていることをお断りしたい。
- (6) 毒物鑑定は、第7次請求においても行われていた。しかし、第7次請求では最終的に、本件毒物がニッカリンTであることと三重衛生研究所のペーパークロマトグラフ検査の結果とが矛盾するとは言えないとして、その証拠価値が認めら

れなかった。

- (7) 替栓上の傷痕が奥西さんの歯によってつけられたものとはいえないことは、第5次請求の段階で明らかになり、特別抗告審決定もこれを認めた（最決平成9年1月28日刑集51巻1号1頁）。しかし第5次請求では、旧証拠中の鑑定には人歯痕であるという限度で証明力が残存するから、本件替栓を歯で噛んで開栓したという自白と矛盾しないとされていた。
- (8) 自白に関する新証拠としては、鑑定書だけでなく、浜田寿美男『名張毒どう酒事件 自白の罫を解く』（岩波書店2016年）が提出されている。
- (9) 第10次請求異議審決定の問題点については、拙稿「名張事件第10次再審請求異議審決定について」『冤罪白書2022（vol.4）』（燦燈出版2022年）12頁以下参照。そこでは、異議審決定が「新証拠の鑑定には完全な証明力を求める一方で、確定判決の認定に対しては、その可能性が残れば「合理的疑い」は生じないと考えている」と指摘した。
- (10) この単位（ cm^{-1} ）はカイザーと呼ばれ、「1センチメートルにつき1回の波数」を意味する（カイザー（単位）-Wikipedia）。本稿では、以下単位記号は省略する。
- (11) この点で、10次決定の法廷意見は、鑑定に対する疑問を解明しなくてもよいとしたことになる。
- (12) この説明は、第7次請求の第2次特別抗告審決定（最決平成25年10月16日）を引用してされているものの、この説明が仮説として成り立つということに過ぎず、実証されたわけではない。
- (13) 異議審決定の判断に対して中山裕徳「第10次異議審決定を受けての弁護団報告」『冤罪白書2022（vol.4）』（燦燈出版2022年）10-11頁は、この異議審決定が「ペーパークロマトグラフ試験に関する諸条件の中で当時と一致させることができない条件がTriEPPのスポットの形成には影響しないことを論証することが必須」であると指摘したことについて、裁判所が示した仮説が実証できる余地がないことの証明を弁護人に求めるものと批判している。
- (14) この判断は、第5次請求の特別抗告審決定（前注7参照）を引用するだけで行われている。第10次請求では、替栓上の傷痕は奥西さんの歯によって印象されたものではないことを明らかにした鑑定人が本件替え栓上の傷痕を人の歯によるものと判断したものではないことを指摘した書面が出されていたが、法廷意見はこれに全く触れておらず、自ら新証拠の明白性を判断することを避けたものといわざるを得ない。
- (15) 法廷意見は、ここでも第5次請求の特別抗告審決定の判断を引用するだけである。本件の自白は、確定判決も1審の無罪判決が自白の信用性を否定したのに対

して、「即断に過ぎる」などと指摘して、かろうじて証拠価値を認めたものに過ぎなかった。法廷意見はそのような事情を全く考慮していない。

- (16) 敢えてこのような指摘を最初にしているのは、法廷意見を意識して、S鑑定が証拠能力を認めるべき科学的証拠の一般的な要件を備えていることを示すためであろう。
- (17) ④、⑤の記号は、法廷意見に付した番号と区別するために、筆者が付したものである。
- (18) 法廷意見が疑問点とする①を指す。この疑問は、ピークの形状が違うということのみに着目したものであって、ピークが存在を否定したものではない。
- (19) 宇賀反対意見は、法廷意見が個別に評価を示した「新証拠2」～「新証拠4」についてはとくに判断をしていない。これは、S鑑定に旧証拠の証明力を減殺する意味がある以上、新旧全証拠の総合評価に入るべきであるから、他の新証拠について個別に判断を示す必要がないと考えたからであろう。
- (20) この3人の調書について検察官は、第7次請求の異議審の段階では存在しないとしていた。ところが、第10次請求の段階で裁判所の開示勧告を受けて開示され、新証拠として提出されたという経緯がある。
- (21) 一審無罪判決は、これを「検察官の並々ならぬ努力の所産」であると指摘していた。
- (22) 瓶の投棄実験は、第5次請求の新証拠として提出されたものである。これに言及したことは、宇賀反対意見が単に第10次請求の新証拠と旧証拠を検討するのではなく、従前の再審請求で提出された新証拠を含む全証拠の総合評価をしていることの表れである。
- (23) ニッカリンTの赤色着色も、第5次請求で明らかにされた事実である。
- (24) 旧鑑定は、事件現場から発見された4つ足替栓（証19号）と逮捕された後に実際に奥西さんが歯で噛んで開栓した4つ足替栓（証42号）の表面上の条痕を比較して行われていた。
- (25) 10次決定の法廷意見はこれを引用して、自白の信用性が揺らがないとした。しかしこの判断においては、本件の自白について指摘された秘密の暴露がないこと、自白が真実であれば存在するはずの裏付け証拠を欠くことなどの数々の問題点は全く考慮されていない。
- (26) 鳥毛美範「再審における『明白性』判断と最高裁・名張決定（上）、（下）」法律時報71巻4号84頁、同71巻6号53頁（1999年）。
- (27) 第6次請求では、その一環としてぶどう酒到着時刻に関する事件当時の名張警察署長のノートなどが新証拠として提出された。しかし第6次請求は短期間のうちに請求審、異議審を経て特別抗告棄却で終結した（最終平成14年4月8日判時

1781号160頁)。

- (28) 毒物が三共テップなどの TEPP 剤であったということになれば、ニッカリン T を混入したという自白の信用性が揺らぐだけでなく、真犯人が別に存在することを意味することになるからである。
- (29) なお、この開始決定は、4 つ足替栓の足の折れ曲がり菌によって生じたものでないとした鑑定については、総合評価の中で「証19号は本件ぶどう酒瓶のものでなかった疑いが生じ、菌痕鑑定はその前提が揺らぎ、自白を補強する意味も大幅に失われた。」と指摘している。
- (30) 最決平成22年4月5日判時2090号152頁。
- (31) この決定は、科学的証拠に対して科学的知見に基づく検討を求めたという点では評価されるべきである（もっとも、差戻し後の各決定が科学的知見に基づく検討をしたか否かは、また別の問題である）。
- (32) 最決平成25年10月16日裁判所時報1589号1頁。
- (33) しかし、当時の検査に用いられた濾紙、溶媒、検体の抽出方法などが明らかでない本件において、検査の条件の違いを理由に新証拠の意義を否定することは、請求人側に不可能を強いることになる。中山裕徳前掲（注13）論文参照。
- (34) <https://kotobank.jp/dictionary/daijisen/1421/>
- (35) 最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁（白鳥決定）、最決昭和51年10月12日刑集30巻9号1673頁（財田川決定）。
- (36) 最決平成12年7月17日刑集54巻6号550頁。これは、アメリカのフライ基準のような、当該分野における一般の承認を要件としないということを意味する。
- (37) ここで名張事件の第7次請求第1次特別抗告審決定（前注30）とともに、袴田事件第2次再審請求の特別抗告審決定（最決令和2年12月22日判時2566号227頁）を想起したい。これらの決定で最高裁は、実証的に明らかにされた事実を科学的根拠の乏しい裁判官の証拠評価によって覆すことを戒めている。袴田事件の特別抗告審決定の示した姿勢は、検察官がその後の差戻抗告審の再審開始決定に対して特別抗告を断念し、再審開始決定の確定がもたらされた一因でもあろう。
- (38) 佐藤博史「再審請求における証拠の明白性判断—限定的再評価と全面的再評価」河上和雄先生古稀祝賀論文集（青林書院2003年）425頁以下。
- (39) 拙稿「名張毒ぶどう酒事件について」三重法経90号（1991年）13頁以下。
- (40) 拙稿「名張事件—自白神話に科学の目でいどむ」法学セミナー669号（2010年）6頁以下。
- (41) 日本弁護士連合会「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/230713_3.pdf）